役員会指針3平成22年4月13日役員会決定平成22年11月24日一部改正平成24年2月22日一部改正

監査業務の推進方針

◇ 監査業務の充実の必要性

国立大学法人のガバナンスにおいては、監事及び監査室が行う監査業務の果たす役割が 重要になってきている。

国立大学法人佐賀大学(以下「本学」という。)においてもガバナンスを充実するためには、監査業務の充実を図る必要がある。

◇ 監事及び監査室の監査業務について

監事の監査業務については、国立大学法人佐賀大学監事監査規則に基づき本学の業務の 合理的かつ効率的な運営を図ること及び会計経理の適正を期すことを目的とし、会計監査 人及び監査室と連携し、定期及び臨時の監査を行う。

また、監査室の監査業務(内部監査)については、国立大学法人佐賀大学内部監査規程に基づき業務の合理化、効率化、透明性の確保及び適正な遂行を図ることを目的とし、定時及び臨時の監査のほか、学長が特に必要と認めた事項については、必要の都度監査を行う。

◇ 監査手順について

監事及び監査室による監査業務は、別紙「監査業務及び指摘事項に関する法人の検討サイクル」に基づき行う。監事からの指摘は、基本的には年に 2 回、緊急を要するものに関しては臨時に行う。指摘事項のうち、検討を要する課題については、別紙のサイクルに沿って本学は改善のための措置をとり、その結果を監事に報告する。

◇ 監事の会議等への参加について

監事が監査業務を行う上で必要な会議への参加は、国立大学法人佐賀大学監事監査規則 第12条「監事は、本学の管理運営に係る会議に出席し、意見を述べることができる。」に 基づいて行う。 監事の会議への参加を円滑に行うため、それぞれの会議事務担当部署は、会議の日時、 場所、議題等の開催案内をメールにより監事及び監査室に連絡し、監査室は、監事の出欠 を会議事務担当部署に連絡する。

監事が参加する本学の管理運営に係る会議の例示

- ・役員会、経営協議会、教育研究評議会(部会を含む)
- 各種全学委員会等

(大学教育委員会、情報企画委員会、安全衛生管理委員会、人事制度委員会、施設マネジメント委員会、医学部附属病院再整備委員会、同和・人権問題委員会、学生委員会、広報戦略会議、事務改善委員会等)

- ・教授会、各センター運営委員会等
- ◇ ガバナンス充実のための情報提供について

本学のガバナンスの充実のため、国立大学法人佐賀大学監事監査規則第13条及び第14条に基づき、監事が把握しておく必要のある情報を迅速かつ柔軟に伝達する必要がある。 担当部署等は、監事に回付あるいは報告すべき書類や事故及び異例の事項等について監査 室に連絡する。

監査業務及び指摘事項に関する法人の検討サイクル

